

地域生団連 規程

2021年12月3日制定

国民生活産業・消費者団体連合会

第一章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、地域生団連と称する。

2 「地域生団連」との対比においては、従来の生団連は「全国生団連」と称する。

(目 的)

第2条 この規程は、生団連定款第25条第2項の規定に基づき、地域生団連の組織及び運営に関し必要な事項を定め、適正な運営を図ることを目的とする。

第二章 会 員

(会員の種類)

第3条 本会の会員及びその資格は、生団連定款第5条の規定に則る。

(会 費)

第4条 年会費10一萬円以上とする。但し、特別会員については会費を徴収しない。

2 埼玉県に本社を置く全国生団連の会員は、会費の追加徴収はしない。

3 年会費に関する取り決めを変更する場合には、本会にて協議の上、決議・承認する。

(入 会)

第5条 本会への入会については、生団連定款第7条に則る。

(退 会)

第6条 本会の退会については、生団連定款第8条に則る。

第三章 機 関

(役員の種類)

第7条 本会の役員は、次の通りとする。

一 会長 1名

二 副会長 1名

2 役員の種類を追加する場合には、本会にて協議の上、決議・承認する。

(役員任期)

第8条 役員は会員による互選を原則とし、任期は特に規定せず、交代、退任等については適宜本会において決議・承認する。

(事務局)

第9条 本会の運営を行うために、事務局を設ける。

2 事務局を設けていない場合は、全国生団連事務局が兼任する。

第四章 会 議

(会議の招集)

第10条 会長及び副会長が招集する。開催は必要に応じて、随時開催する。

2 議事内容に応じ、会長及び副会長の裁量により非会員の出席も可とする。

(議 題)

第11条 基本指針に基づき、生団連の重点課題に関する事項や議論を深めるべき地域課題等を議題とする。会員や事務局からの提議を可とする。

(決議方法及び決議事項の取り扱い)

第12条 議事は、会員の過半数をもって決する。但し、可否同数のときは会長の決するところによる。

2 決議事項は、地域生団連の判断において、全国生団連の会議へ提議し、生団連としての議論を展開することができるものとする。

附 則

この規程は、2021年12月3日から施行する。(2021年12月3日理事会決議)

以 上